別記様式２（第５条関係）

御杖村指令第　　　　号

補　助　金　交　付　指　令　書

　　　　　　　　　　　　　殿

　　　　年　　月　　日付けで申請のあった御杖村有害鳥獣防除施設設置事業補助金については、御杖村有害鳥獣防除施設設置事業補助金交付要綱第５条の規定により、次の条件を付けて交付金を交付する。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　御杖村長

（公印省略）

１．交付金の額　　金　　　　　　　　　　　円也

２．交付金交付の条件

　①　事業を中止し、又は廃止する場合には、村長の承認を受けなければならない。

　②　事業が年度内に完了しない場合又は事業遂行が困難となった場合には、速やかに村長に報告し、その指示を受けること。

 ③　交付金に係る収入及び支出を明らかにした証拠書類（金銭出納帳・領収書）を備え、５年間整備保管すること。